

通 知

平成 21 年 7 月 1 日

津山市水道局建設工事入札参加資格登録業者 各位

津山市水道事業管理者 坂本 隅夫

平成 21 年 7 月からの入札参加資格登録及び今後の入札・契約の取扱いについて（通知）

平成 21 年 4 月に受理した「平成 21 年度津山市水道局工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書」について、参加資格審査要綱に基づく審査の結果、別紙のとおり登録することとしたので通知する。

なお、審査経過及び今後の入札・契約の取扱いに関する注意事項は下記のとおりであるので、内容を十分に把握し、以後の入札・契約に臨みたい。

#### 記

#### 1 平成 21 年度等級格付に関する特例措置及び今後の方針について

平成 21 年度等級格付における特例措置として、今回提出された経審点数と、平成 20 年度格付時点での経審点数を比較し、より点数が高い方を平成 21 年度格付に適用した。

今回の措置は特例であり、次年度以降の格付については、今後の建設業法の改正状況等を踏まえて、制度の見直し（審査要綱の基準点の改正、2 年毎の指名登録等）を検討する。

なお、制度改正等の変更があった場合には、業者各位にあらかじめ公表する。

#### 2 電子入札の適用拡大について

現在、2 千万円（税抜予定価格）以上の事後審査型制限付き一般競争入札において適用している電子入札について、2 千万円未満（税抜予定価格）の指名競争入札にも、今年 10 月からの電子入札の適用を目標に調整している。

これにより、工事入札の全ての案件が電子入札で行われることとなり、電子入札導入後は電子入札以外での応札は認められないので、電子入札の利用手続きが出来ていない場合は、必要な機器や登録手続きについて早急に準備されたい。

### 3 指名願の変更手続きについて

今年4月に受け付けた指名願は、来年6月末日まで有効として取り扱う。有効期間中に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出されたい。

特に、経営規模等評価結果通知書の更新や技術者の資格取得、従業員の異動を届け出ているがために、入札の指名が受けられない、或いは工事の配置技術者が認められないということがないよう、充分注意されたい。

### 4 経営事項審査結果の届出について

建設業法では、公共工事を請け負う者は経営事項審査を受けることが義務付けられており、審査の有効期限が切れている間は、入札に参加できない。

従来、津山市水道局では、有効期限が切れる前に、新しい経営事項審査結果の提出を業者に依頼していたが、この7月からは連絡を行わない。

受審切れとならないように注意するとともに、新しい経営事項審査結果が届いたときには、必ず津山市水道局にも写しを提出すること。(FAX提出可。)

### 5 契約手続きに関する注意事項について

- ・7月1日からの契約案件では、配置技術者選任届への保険証の添付を省略する。
- ・契約書類は、最新の様式を使用し、必要事項を正確に記入すること。

津山市水道局ホームページの様式集及び記入例を参照のこと。

### 6 登録業者へのお知らせ等の通知方法について

入札指名通知等の個別の業者に宛てた通知を除き、入札・契約に関する取扱いや制度の変更等の業者全般に向けた通知(情報の発信)については、原則として津山市水道局ホームページで行うので、平素から情報の確認に努められたい。

なお、電子入札適用後の入札指名通知については、電子メールを用いた通知方法等を検討中であるので、詳細な内容が決定し次第、津山市水道局ホームページで公表する。

《問い合わせ先》

津山市水道局 業務課 庶務係

(担当:津高、松田)

TEL 0868-32-2104(内線 3523)

FAX 0868-22-9294